学校法人　退職金規程　作成例

**学校法人○○学園教職員退職金規程**

　 (目的)

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園教職員就業規則第〇〇条に基づき、常時勤務する専任の教職員が退職した場合に支給する退職金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　 (退職金の支給)

第２条　退職金は教職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合には、その遺族に支給する。

　 (退職金の支給制限)

第３条 次の各号の一に該当する場合には、退職金を支給しない。

（１）懲戒による免職

（２）禁固以上の刑に処せられたことによる退職

（３）在職１年未満の退職

２　教職員が退職後、在職中の勤務に関し、懲戒による免職処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

３ 教職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職時に支給すべきであった退職金を支給する。

　 (退職金の通貨払い)

第４条 退職金は、一時に通貨をもって支給する。ただし、教職員又は遺族が同意した場合には、その者の指定する金融機関への口座振込み又は金融機関振出しの保証小切手によって支給することができる。

　 (退職金の額)

第５条 退職金の額は、教職員が退職し、又は死亡した日における平均標準給与月額に別表１の勤続期間及び退職理由に応ずる率を乗じて得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日現在において退職金受給資格を取得していた教職員に係る退職手当資金の額は、退職時の平均標準給与に別表２の平成１７年３月３１日における勤続期間に応ずる率に、別表１の退職時の勤続期間に応ずる率と平成１７年３月３１日における勤続期間に応ずる率との差を加えたものを乗じて得た額とする。なお、いずれの乗率も退職時の退職理由に応じて求めるものとする。

　 (勤続期間の計算)

第６条 退職金の算定基礎になる勤続期間の計算は、採用発令の日の属する月から退職発令の日の属する月までとし、休職期間の月数はこの期間に算入しない。

　 (平均標準給与月額)

第７条 平均標準給与月額は、退職の日の属する月から起算して、その前２年間の各月における標準給与の合算額を２４(２年間の月数が２４に満たないときは、その勤続期間の月数)で除して得た額とする。

　 (標準給与)

第８条 標準給与の月額は、教職員の給与月額に基づき、別表３のとおりとする。

２ 教職員の給与月額は、毎年７月１日現在に在籍する教職員の同日前２月間の給与の平均をもって定める。ただし、通勤手当、扶養手当、住宅手当、残業手当、〇〇手当を除くものとする。

３ 前２項による標準給与は、その年の１０月から翌年９月までの各月の標準給与とする。

４ 新たに教職員となった者は、そのなった日の現在により標準給与を定める。

　 (退職金の増額)

第９条 在職中特別の功労があった者、重要な役割にあった者、若しくは職務上の死傷又は法人の都合によって退職することになった者に対しては、第５条に定める額に平均標準給与月額に１０を乗じて得た額を超えない範囲で、増額することができる。

　 (退職金の減額)

第１０条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、第５条の規定により計算して得た額から当該額に１００分の５０以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

（１）勤務成績が著しく不良のため免職されたとき

（２）その職務に必要な適格性を欠くに至ったため免職されたとき

（３）第３条第１項第１号及び同項第２号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき

　 (遺族の範囲)

第１１条 教職員が在職中死亡したときの退職金を支給する遺族の範囲は、次の各号の一に掲げるところによる。

（１）配偶者（婚姻の届出をしないが教職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

（２）子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹その他の親族で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

（３）子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹その他の親族で、前号に該当しない者

２ 退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第２号又は第３号に掲げる者のうちにあっては、同号の掲げる順位による。

３ 退職金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が２人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

　 (退職金の支給日)

第１２条 退職金は、退職又は死亡の日から３か月以内に支払うものとする。

　 (支給額の端数整理)

第１３条 この規程の定めるところにより、退職金計算の結果生じた１円未満の端数は切り捨てるものとする。

附 則

　この規程は、○○年○○月○○日から施行する。別表１

**退 職 金 支 給 乗 率 表**

平成１７年４月　１日改定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２４年１月３１日改定

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 勤続期間    以上～未満 | 普通退職 | 職務上の  死亡退職 |  | 勤続期間  以上～未満 | 普通退職 | 職務上の  死亡退職 |
| １年未満  １～ ２  ２～ ３  ３～ ４  ４～ ５  ５～ ６  ６～ ７  ７～ ８  ８～ ９  ９～１０  １０～１１  １１～１２  １２～１３  １３～１４  １４～１５  １５～１６  １６～１７  １７～１８  １８～１９  １９～２０  ２０～２１  ２１～２２  ２２～２３ | ０．０００  ０．６００  １．２００  １．８００  ２．４００  ３．０００  ３．７００  ４．４００  ５．１００  ５．８００  ６．５００  ７．４００  ８．３００  ９．２００  １０．１００  １１．０００  １２．０００  １３．０００  １４．０００  １５．０００  １６．０００  １７．１５０  １８．３００ | ２．５００  ３．２２０  ３．９４０  ４．６６０  ５．３８０  ６．１００  ６．９４０  ７．７８０  ８．６２０  ９．４６０  １０．３００  １１．３８０  １２．４６０  １３．５４０  １４．６２０  １５．７００  １６．９００  １８．１００  １９．３００  ２０．５００  ２１．７００  ２３．０８０  ２４．４６０ |  | ２３～２４  ２４～２５  ２５～２６  ２６～２７  ２７～２８  ２８～２９  ２９～３０  ３０～３１  ３１～３２  ３２～３３  ３３～３４  ３４～３５  ３５～３６  ３６～３７  ３７～３８  ３８～３９  ３９～４０  ４０～４１  ４１～４２  ４２～４３  ４３～４４  ４４～４５  ４５年以上 | １９．４５０  ２０．６００  ２２．１００  ２３．６００  ２５．１００  ２６．６００  ２８．１００  ２９．６００  ３０．８５０  ３２．１００  ３３．３５０  ３４．６００  ３５．８５０  ３７．１００  ３８．３５０  ３９．６００  ４０．８５０  ４２．１００  ４３．１００  ４４．１００  ４５．１００  ４６．１００  ４７．１００ | ２５．８４０  ２７．２２０  ２９．０２０  ３０．８２０  ３２．６２０  ３４．４２０  ３６．２２０  ３８．０２０  ３９．５２０  ４１．０２０  ４２．５２０  ４４．０２０  ４５．５２０  ４７．０２０  ４８．５２０  ５０．０２０  ５１．５２０  ５３．０２０  ５３．０２０  ５３．０２０  ５３．０２０  ５３．０２０  ５３．０２０ |

別表２

**退 職 金 支 給 乗 率 表**

　　　 　 平成１１年４月１日改定

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 勤続期間    以上～未満 | 普通退職 | 職務上の  死亡退職 |  | 勤続期間  以上～未満 | 普通退職 | 職務上の  死亡退職 |
| １年未満  １～ ２  ２～ ３  ３～ ４  ４～ ５  ５～ ６  ６～ ７  ７～ ８  ８～ ９  ９～１０  １０～１１  １１～１２  １２～１３  １３～１４  １４～１５  １５～１６  １６～１７  １７～１８  １８～１９  １９～２０  ２０～２１  ２１～２２  ２２～２３ | ０．０００  ０．６００  １．２００  １．８００  ２．４００  ３．０００  ４．５００  ５．２５０  ６．０００  ６．７５０  ７．５００  １１．１００  １２．２００  １３．３００  １４．４００  １５．５００  １６．６００  １７．７００  １８．８００  １９．９００  ２１．０００  ２２．２００  ２３．４００ | ２．７００  ３．６００  ４．５００  ５．４００  ６．０００  ７．５００  ９．０００  １０．５００  １２．０００  １３．５００  １５．０００  １６．６５０  １８．３００  １９．９５０  ２１．６００  ２３．２５０  ２４．９００  ２６．５５０  ２８．２００  ２９．８５０  ３１．５００  ３３．３００  ３５．１００ |  | ２３～２４  ２４～２５  ２５～２６  ２６～２７  ２７～２８  ２８～２９  ２９～３０  ３０～３１  ３１～３２  ３２～３３  ３３～３４  ３４～３５  ３５～３６  ３６～３７  ３７～３８  ３８～３９  ３９～４０  ４０年以上 | ２４．６００  ２５．８００  ２８．３７５  ３０．９５０  ３３．５２５  ３６．１００  ３８．６７５  ４１．２５０  ４２．６２５  ４４．０００  ４５．３７５  ４６．７５０  ４８．１２５  ４９．５００  ５０．８７５  ５２．２５０  ５３．６２５  ５５．０００ | ３６．９００  ３８．７００  ４０．５００  ４２．３００  ４４．１００  ４５．９００  ４７．７００  ４９．５００  ５１．１５０  ５２．８００  ５４．４５０  ５６．１００  ５７．７５０  ５９．４００  ６０．０００  ６０．０００  ６０．０００  ６０．０００ |

別表３

**標　準　給　与　月　額　表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　平成２年４月１日改正

　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 標準給与の等級 | 標準給与の月額 | 給与月額 |
| 第 １等級 | ８０，０００ | ８３，０００未満 |
| ２ | ８６，０００ | ８３，０００以上 ８９，０００未満 |
| ３ | ９２，０００ | ８９，０００以上 ９５，０００未満 |
| ４ | ９８，０００ | ９５，０００以上 １０１，０００未満 |
| ５ | １０４，０００ | １０１，０００以上 １０７，０００未満 |
| ６ | １１０，０００ | １０７，０００以上 １１４，０００未満 |
| ７ | １１８，０００ | １１４，０００以上 １２２，０００未満 |
| ８ | １２６，０００ | １２２，０００以上 １３０，０００未満 |
| ９ | １３４，０００ | １３０，０００以上 １３８，０００未満 |
| １０ | １４２，０００ | １３８，０００以上 １４６，０００未満 |
| １１ | １５０，０００ | １４６，０００以上 １５５，０００未満 |
| １２ | １６０，０００ | １５５，０００以上 １６５，０００未満 |
| １３ | １７０，０００ | １６５，０００以上 １７５，０００未満 |
| １４ | １８０，０００ | １７５，０００以上 １８５，０００未満 |
| １５ | １９０，０００ | １８５，０００以上 １９５，０００未満 |
| １６ | ２００，０００ | １９５，０００以上 ２１０，０００未満 |
| １７ | ２２０，０００ | ２１０，０００以上 ２３０，０００未満 |
| １８ | ２４０，０００ | ２３０，０００以上 ２５０，０００未満 |
| １９ | ２６０，０００ | ２５０，０００以上 ２７０，０００未満 |
| ２０ | ２８０，０００ | ２７０，０００以上 ２９０，０００未満 |
| ２１ | ３００，０００ | ２９０，０００以上 ３１０，０００未満 |
| ２２ | ３２０，０００ | ３１０，０００以上 ３３０，０００未満 |
| ２３ | ３４０，０００ | ３３０，０００以上 ３５０，０００未満 |
| ２４ | ３６０，０００ | ３５０，０００以上 ３７０，０００未満 |
| ２５ | ３８０，０００ | ３７０，０００以上 ３９５，０００未満 |
| ２６ | ４１０，０００ | ３９５，０００以上 ４２５，０００未満 |
| ２７ | ４４０，０００ | ４２５，０００以上 ４５５，０００未満 |
| ２８ | ４７０，０００ | ４５５，０００以上 ４８５，０００未満 |
| ２９ | ５００，０００ | ４８５，０００以上 ５１５，０００未満 |
| ３０ | ５３０，０００ | ５１５，０００以上 |